

令和7年度 介護職員初任者研修費補助制度

刈谷市では、新たな介護人材の確保・介護職員の離職率の低減及び資質の向上に向けた取組を促進するため、市内の事業所で勤務している職員が受講する介護職員初任者研修に係る費用の一部又は全部を介護サービス事業者が負担した場合、一定の要件を満たす事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

（対象経費は介護サービス事業者が負担した部分に限ります。）

補助対象となる研修（以下「研修」という）

- ・ 介護職員初任者研修

補助を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という）

次の要件をいずれも満たす事業者

- ・ 介護サービスを行う事業所を市内に有する法人
- ・ 市税を滞納していないこと

補助対象となる条件

- ・ 補助対象事業者が有する市内の事業所で勤務する職員が研修を受講し、修了したもの。（研修開始から修了までが同一年度であること。）
- ・ 補助対象事業者が当該研修の受講料の一部又は全部を負担するもの。
- ・ 当該受講料について国、県その他の機関から補助金等の交付を受けていないこと。
- ・ 研修の修了の日から1年以上市内の事業所において雇用すること。

補助金の額

- ・ 受講料（補助対象事業者が負担した部分に限る）に、2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）

【問合せ先】

刈谷市役所 長寿課 介護保険企画係

電 話 : 0566-62-1013（直通）

F A X : 0566-24-2466

メー ル : choujyu@city.kariya.lg.jp



補助金の申請手続きの流れ

申請者
(市内に介護サービスを行う事業所を有する事業者)

申請書

添付書類

① 交付申請

研修の申込期限よりも前に申請

- ・ 受講する研修の実施日及び受講料を確認できるもの
- ・ 研修修了者を1年以上雇用する旨の誓約書

② 交付決定通知

※ 交付申請後、10日ほどで通知します。

交付決定
通知書

③ 研修の修了

実績報告書
兼請求書

添付書類

④ 実績報告

研修修了後90日以内に報告(※)

(※) 研修の修了日から起算して90日を経過する日より年度の末日(3月31日)の方が早い場合は、年度の末日までに報告。

- ・ 受講料の支払を証する書類の写し
- ・ 補助対象事業者が受講料の一部又は全部を負担したことがわかるもの
- ・ 補助対象となる研修の修了証書の写し

⑤ 補助金の交付

※ 実績報告後、3～4週間後に振込みます。

※ 振込みに際して、通知等はありません。

刈谷市役所
長寿課

★申請書等の作成に当たっては、各様式の「記入例」を必ずご確認ください★